R05-46　農家の経営継承と納税猶予制度のあらまし

～相続税・贈与税～　改訂第４版

　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 頁数 | 項　　　目 | 改訂概要 | |
| **第１章　相続と相続税のあらまし** | | | |
| 6 | 5　相続税の控除および加算  （1）贈与税額控除  （3）未成年者控除 | ・令和５年度税制改正の概要を追加  ・成人年齢を20歳から18歳に修正 | |
| **第２章　贈与と贈与税のあらまし** | | | |
| 10 | 3　贈与税の計算 | ・注意書きの成人年齢を20歳から18歳に修正 | |
| **第３章　相続税納税猶予制度のあらまし** | | | |
| 11 | 1　相続税納税猶予制度の概要 | ・図を差し替え  ・「農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、「農業経営基盤強化促進法等」という）による貸付け」を「農地中間管理事業の推進に関する法律による貸付け」に修正 | |
| 12 | 2　特例の適用が受けられる人 | ・特定貸付け等の注釈を追加 | |
| 14 | 5　納税猶予が打ち切られる場合（期限の確定）   1. 全部確定の場合   （2）一部確定の場合 | ・「特定貸付けを行った場合および営農困難時貸付けを行った場合」を「特定貸付け等を行った場合」に修正  ・注意書きに農業経営基盤強化促進法等の改正に伴う特定貸付けの見直しを反映 | |
| **第４章　贈与税納税猶予制度のあらまし** | | | |
| 22 | 5　納税猶予が打ち切られる場合（期限の確定）   1. 一部確定の場合　⑤イ | ・「農用地利用集積計画による譲渡」を「旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による譲渡」に修正 | |
| **第５章　納税猶予制度の特例** | | | |
| 25  26 | 1　特定貸付け（農地中間管理事業の推進に関する法律による貸付け）の概要 | ・農業経営基盤強化促進法等の改正に伴う特定貸付けの見直しを反映  ・相続税納税猶予制度の図を差し替え  ・贈与税納税猶予制度の図を差し替え | |
| 28～30 | 2　営農困難時貸付け（身体障害等による貸付け）の概要 | ・農業経営基盤強化促進法等の改正に伴う特定貸付けの見直しを反映 | |
| **第７章　農業経営の継続に関する届け出** | | | | |
| 37 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明書（様式） | | ・引き続き農業経営を行っている旨の証明書（様式）を差し替え | |
| **第8章　相続税精算課税制度のあらまし** | | | | |
| 38  39 | 1適用対象者・適用対象財産・適用手続き  2 税額の計算   1. 贈与税額の計算   （２）相続税額の計算 | | ・成人年齢を20歳から18歳に修正  ・令和6年1月1日以後の贈与により財産を取得した場合は基礎控除110万円が控除される旨を追加  ・令和５年度相続税の税制改正により、相続時精算課税制度において令和６年１月１日以後に災害によって一定の災害を受けた場合、建物の価額は災害による被災価額を控除できるようになった旨を追加  ・相続税精算課税制度を活用した場合の計算例を追加 | |

※）上記の他にも表記等の見直しを行っています。